

## 岐阜県警察における交通安全施設整備事業の労務単価及び資材単価の公表取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、岐阜県警察が所管する交通安全施設整備事業の労務単価及び資材単価を公表（以下「公表」という。）するに当たり、公表の範囲及び取扱いを定めるものとする。

### 2 用語の定義

この要領において、交通安全施設整備事業とは、岐阜県警察本部が発行する交通安全施設整備工事共通仕様書に定める次に掲げる工事をいう。

ア 信号機及び交通管制システム工事

イ 道路標識工事

ウ 道路標示工事

### 3 公表の範囲

公表の対象とする単価は、岐阜県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）が発注する交通安全施設整備事業の労務単価及び資材単価（以下「公表資料」という。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 市販図書に掲載されているもの

イ 取扱業者が限定される資材で、公表について了解が得られないもの

### 4 公表時期

公表は、労務単価及び資材単価の決定後、速やかに行う。

### 5 公表の方法及び取扱い

(1) 公表資料は、閲覧及びインターネットにより公表するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

ア 閲覧による公表については、交通規制課に公表資料を備え付け、希望者に閲覧させるものとする（ただし、平日の開庁時間内とする。）。

イ インターネットによる公表については、交通規制課において、岐阜県警察ホームページに公表資料を掲載するものとする。

(2) 公表資料の具体的な内容に関する問合せには、応じないものとする。

(3) 公表資料の貸出しは行わないものとする。

附 則（令和5年2月28日付け交規第244号）

この要領は、令和5年2月28日から施行する。